

# 先斗町 このまちのための 火の用心

## 意識



### 火災を起こさない為に

江戸時代、高瀬川開削に伴い、このまちは出来上がりました。  
昔からの建物・通り・路地を残したこのまちの町並みが多くの方に愛されています。

火災を起こすと、  
あなたのお店だけでなく、  
まわりのお店にも  
大きな迷惑をかけることになります

また、建物の修復・他店舗への補償など、  
たくさんのお金が必要になります。

このまちの為に  
火災を起こさないようにしましょう。

## 備え



### 火災が起きた時の為に

## 防災訓練に 参加してください

お店の大小に関わらず

## 火災警報器と消火器を設置し

二方向への避難路を確認しておいてください

## 行動



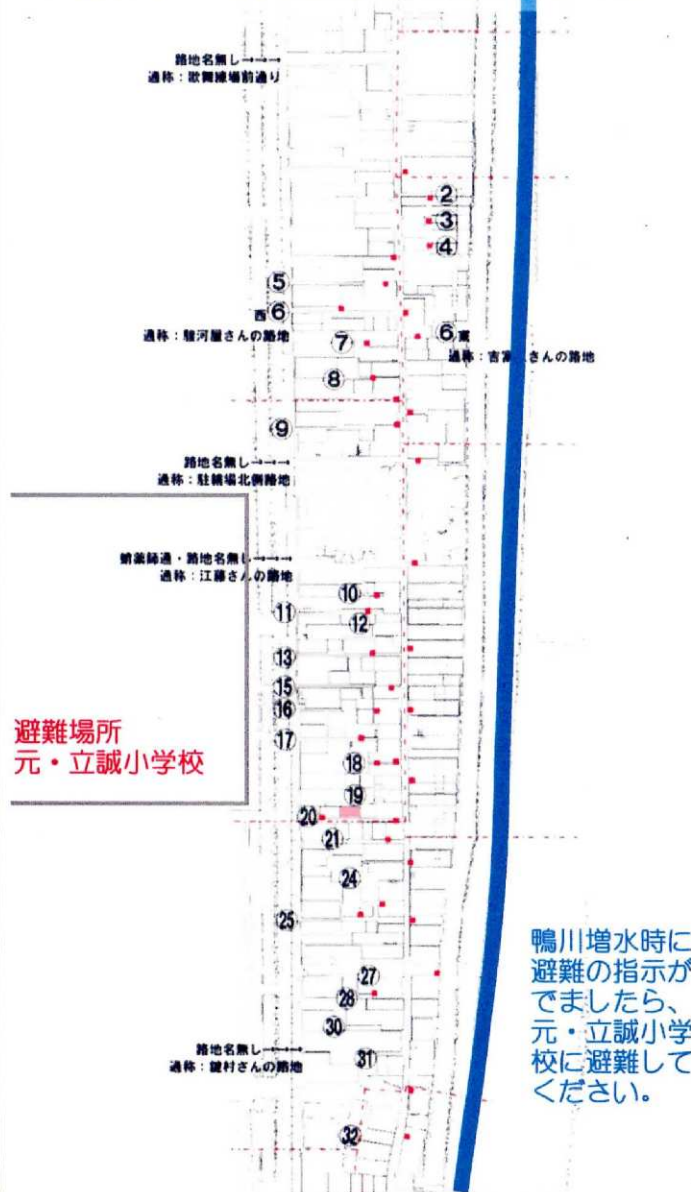
火災が起きた時には

- ① 初期消火
- ② 近隣への呼びかけと救助要請
- ③ 消防へ通報（119番）
- ④ 避難誘導
- ⑤ 避難場所へ避難

を、行ってください。

災害時避難場所  
元・立誠小学校

先斗町通・路地には  
町内会の消火器が  
以下の場所に設置されています。  
火災時には迷わず使いましょう。



# 刑法 第116条 失火

1.失火により、第108条に規定する物又は他人の所有に係る第109条に規定する物を焼損した者は、50万円以下の罰金に処する。

2.失火により、第109条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第110条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

### ●失火罪または重失火罪に問われます（刑法117条の2 業務上失火等）

不注意で火事を引き起こした場合も、罪に問われる場合があります。

例えば、最近では飲食店で炭火を放置したまま帰宅した店主が書類送検されるといった事例がありました。

失火については、行為者の不注意の程度が軽い「失火罪」と認められた場合には、50万円以下の罰金を科され、職務上火気や火気発生の高危険物質などを取り扱うものが業務上必要な注意を怠った「業務上失火罪」又は重大な過失による「重失火罪」と認められた場合には、3年以下の禁固（懲役と違って労役を科せられない拘禁刑）又は150万円以下の罰金が科せられます。

不注意の程度が軽いか重いかは、普通の人であれば当然払うべき注意を著しく怠ること、すなわち、ほんのわずかな注意を払えば火災の結果を予見し、結果の発生を回避できるのに、そのわずかな注意さえも払わない場合を「重大な過失」、それ以外を軽い過失として区別されています。

火事は取り返しのつかない被害をもたらします。

このまちで火事がおこれば、大切な建物を失い、

先斗町らしい町並みを失ってしまいます。

みなさんがそれぞれ注意していかなければなりません。

このリーフレットは、先斗町火災対策ネットワーク会議（平成28年度）での検討を経て、京都市中京区役所の「中京区学区の安心安全ネット総協賛事業」補助金交付制度を活用して制作しました。